

電子書籍市場と独占禁止法 —米国及びEUの事例研究と我が国へ の示唆—

泉 克幸(京都女子大学法学部)

1 米国ーアップル及び出版社5社(注1)に対する司法省の民事訴訟の提起

1-1 事件の概要

(1) 背景

- 司法省の訴状によると、2007年、インターネット通信販売業者アマゾン(Amazon)は、電子書籍端末「キンドル(kindle)」を発売し、当該端末において電子書籍(コンテンツ)を低価格で販売(9.99ドル)することによって、米国の電子書籍市場におけるマーケットリーダーになった。

(注1) 出版社5社とは、米国の大手出版社(アシェット(Hachette)、ハーパーコリンズ(Harper Collins)、マクミラン(Macmillan)、ペンギン(Penguin)及びサイモン&シュスター(Simon & Schuster)のことであり、以下、これら5社を被告出版社といい、アップルと被告出版社を合わせて被告等という。

- 被告出版社は9.99ドルという小売価格が短期的にはハードカバーの紙の書籍の売上を浸食すると考え、長期的には、①アマゾンや他の小売業者が出版社から電子書籍を購入する際、卸価格をより低く要求すること、②ハードカバーの価格破壊を招き、伝統的な書籍販売店の生き残りを脅かすこと、③アマゾンや他の電子書籍小売業者が出版業に参入して、被告出版社と競合関係に立つことを恐れた。
- アップルは、2010年1月にタブレット端末「iPad」の発売を予定していた。
- アップルはアマゾンの9.99ドルという小売価格及びそれに伴う低いマージンでの競争を望んでいなかった。

(2) 被告等の行為

- 被告出版社は、アマゾンの電子書籍の低価格販売に対抗するために、被告アップルと共謀して、契約形態を今までのホールセールモデル(wholesale model＝卸売モデル)からエージェンシーモデル(agency model＝代理店モデル)へ変更し、小売価格の決定権を小売業者から出版社へ移すことにより、電子書籍の小売価格の引上げと販売競争の制限を行った。
- アップルは各被告出版社との交渉状況に関する情報を他の被告出版社に伝え、提案内容は全て同一であり合意内容は異なることを保証した。

(3) 本件代理店モデル契約の特徴

- 被告出版社はアップルに対し電子書籍1冊の販売ごとに30%の販売手数料を保証した。
- 価格ベースの最恵国待遇(MFN)の保証(注2)。
 - ⇒ アップルの電子書籍販売店(iBookstore)で販売される電子書籍の小売価格は、アップル以外の電子書籍小売店の小売価格より高くなることはない。

(注2) 自社の販売価格より他社との販売価格が低く設定されている場合、自動的に当該販売価格に変更される内容の契約条項。

➤ 価格帯 (pricing tire) の設定。

⇒ 新刊及びベストセラーのほとんどの電子書籍の価格が12.99ドル又は14.99ドル。

⇒ その結果、被告出版社の電子書籍の平均小売価格が10%以上上昇した。

1-2 訴訟経緯

- 司法省, 2012年4月, 被告等の行為はシャーマン法1条に該当する違法行為であるとして民事訴訟を連邦地裁に提起。
- 被告出版社のうち3社^(注3)との間の同意判決案及び競争影響評価書を地方裁判所に提出^(注4)(2012年4月11日)。

(注3) 被告出版社のうち, マクミランとペンギンを除くアシェット, ハーパーコリンズ及びサイモン&シュスターの3社のことである。

(注4) 反トラスト手続・制裁法(通称「タニー法」という。)に基づいて, 司法省は地方裁判所に同意判決の提案を行うことができる。その場合, 司法省は, ①当該民事訴訟の性格と目的, ②反トラスト法違反の行為・事実, ③同意判決の提案の説明(同意判決を行う特殊な事情, 同意判決の内容及び当該救済により期待される競争上の効果, ④当該違反によって被害を受ける潜在的な原告が利用可能な救済措置等を記載した「競争影響評価書」を併せて提出しなければならない。

- 同意判決案及び競争影響評価書に対するパブリックコメント(7月23日)。
- 同意判決(9月6日)。
- その後、ペンギン及びマクミランについては、それぞれ2012年12月18日、2013年2月8日に司法省と和解が成立。アップルについては2013年7月10日、反トラスト法違反の判決。

1-3 法の適用—司法省の主張

- 被告等の共謀及び合意は、被告出版社とアップルが電子書籍の小売価格を引き上げ、固定し、維持すること、電子書籍の小売業者間の競争を終了させること、及び電子書籍の小売価格を固定することにより被告出版社間の小売価格競争を制限することについて同意したものであり、シャーマン法1条に当然違法とするものである。
- 被告等の共謀及び合意は、電子書籍の小売業者間の小売価格競争及び小売イノベーション競争（例えば電子書籍クラブや定期購読プラン等）の両方に関する利益を消費者から奪い、明白かつ実証可能な反競争効果を電子書籍市場に生じせしめた。

1-4 同意判決(注5)の内容

- 電子書籍の販売に関するアップルとの契約の終了。
- アップル以外の電子書籍の小売業者による電子書籍の小売価格の設定等の制限条項・価格MFN条項を含む契約の終了。
- 2年間、電子書籍の小売業者が電子書籍の小売価格の設定等又は消費者の電子書籍の購入を促進するための値引き等を行うことを制限等してはならない。
- 電子書籍の小売業者と価格MFNを含む電子書籍の販売に関する契約締結の禁止。

(注5) 裁判所が延長を認めない限り、判決は登録日から5年後に失効。

- 電子書籍出版社との間で小売価格や卸売価格を引き上げ若しくは維持するために、又は電子書籍の価格に関する条件を固定等するために協定等を締結してはならない。
- 他の電子書籍出版社に対して競争上センシティブな情報(事業計画, 過去, 現在又は将来の卸売・小売価格, 小売業者との契約条件等)を伝達することの禁止。
- 反トラスト・コンプライアンス責任者の指名。
- コンプライアンス検査。

2 EUーアップル及び大手出版社(注6)に対する欧州委員会の確約決定

2-1 事案の概要

- 2011年12月、欧州委員会は、大手出版社5社がアップルと共謀して、欧州経済領域(European Economic Area: EEA)における電子書籍の販売に影響を及ぼすような反競争的行為に関与し、EU競争法に違反している疑いがあるとして正式審査を開始する旨公表した。

(注6) 大手出版社とは、米国での民事訴訟の被告となった出版社4社(アシェット、ハーパーコリンズ、ペンギン、サイモン&シュスター)及びホルツブリンク(Holtzbrinck)の5社である。ホルツブリンクは、上記出版社4社と同様に被告であったマクミランの親会社であることから、米国及び欧州で問題となった大手出版社5社は実質的には共通である。

- 事案の概要は米国事件と同様。
- 2012年9月，審査対象者であるアップル及び大手出版社5社のうち，アップル及びペンギンを除く大手出版社4社は，欧州委員会に確約^(注7)を提出した。
- 2012年9月，確約に対する意見募集。

(注7) 確約とは，欧州委員会が正式審査を開始した後，欧州委員会が予備的評価で表明した競争上の懸念を審査対象者が解消することを意図して欧州委員会に提出するものである。欧州委員会は，確約が適当であると認めれば，確約を受け入れる決定を行い当該審査を終了させる。EU機能条約101条及び102条違反の行為に対する通常の排除命令とは異なり，確約決定の場合は競争法違反の有無について認定されることはなく，審査対象者は自らの意思で申し出た確約に拘束される。欧州委員会は提出された確約を承認する場合，当該事案の概要と確約の主たる内容を公表し，利害関係者からの意見募集を，最短でも1か月の期間，行わなければならない。

- 2012年12月，欧州委員会は，審査対象者から提出された確約が十分なものであるとして受け入れた。
- その後ペンギンも確約案を提出し，2013年7月25日，欧州委員会がこれを承認。

2-2 確約の内容

➤ 代理店契約の終了

出版社4社は、アップルとの間で締結された代理店契約を終了すること。

➤ 出版社4社はアップル以外の小売業者との間で締結された以下の内容の代理店契約を終了すること

①小売業者による小売価格の設定等を行うことを制限し、又は②価格MFN条項を含むもの。

➤ 2年間の冷却期間

出版社4社は、2年間、小売業者が電子書籍の小売価格を設定すること等を制限しないこと。

➤ 価格MFN条項の5年間の禁止

確約決定の告知から5年間、アップル及び出版社4社は、小売価格に関するMFN条項を含む電子書籍の販売に関するいかなる契約を締結しないこと。

3 検討と我が国への示唆

➤ 欧米の事例は、電子書籍市場における電子書籍小売店の力が強まったことに危機感を覚えた出版社がカルテルを行ったもの。

⇒ 我が国でも、電子書籍小売店の力が強まれば同様のケースが発生する事態はあり得る。

➤ また、欧米の事例は電子書籍小売店として力のあったアマゾンに対抗する形でアップルが出版社と協調的な行為をとったもの。

⇒ 出版社間の共同行為のみならず、電子書籍小売店と出版社間の共同行為にも注視すべき。

- 米国の同意判決及びEUの確約決定は、正式な判決や排除命令に比べて透明性や公正性、あるいは厳格さの点では劣る場合もあるが、事業者側が手続きに参加することで実効性のある問題解消措置及び法令の文言に囚われない柔軟な問題解消処置の構築が可能となるメリットがある。
- 我が国において、今後、価格MFN条項を含む契約が出版社と電子書店との間で締結された場合、同条項が電子書籍市場の競争に与える影響を正しく見極めることが重要である。

- 米国司法省は様々な要素が電子書籍と紙の書籍とでは異なるとして、電子書籍単体での市場を認定している。こうした司法省の考え方は、我が国において電子書籍市場に係る独占禁止法上の市場の画定の議論を行う際の参考となる。